

上毛町障がい福祉計画  
(第7期)

上毛町障がい児福祉計画  
(第3期)



令和6年3月

上毛町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的考え方

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨-----            | 1 |
| [1] 計画の位置づけ-----         | 1 |
| [2] 計画の期間-----           | 1 |
| [3] 表記について-----          | 1 |
| 2. 計画の基本方針-----          | 2 |
| 3. 令和8年度に向けた成果目標の設定----- | 3 |

## 第2章 事業計画

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系の概要----- | 9  |
| [1] 障害者総合支援法に基づくサービス-----            | 9  |
| [2] 児童福祉法に基づくサービス-----               | 9  |
| [3] 障がい福祉サービスの利用見込み量-----            | 10 |
| (1) 訪問系サービス-----                     | 10 |
| (2) 日中活動系サービス-----                   | 11 |
| (3) 居住系サービス-----                     | 13 |
| (4) 計画相談支援・地域相談支援-----               | 14 |
| [4] 障がい児通所サービスの利用見込み量-----           | 15 |
| (1) 障がい児通所支援サービス-----                | 15 |
| (2) 障がい児相談支援-----                    | 15 |
| [5] 地域生活支援事業の利用見込み量-----             | 16 |
| (1) 相談支援事業-----                      | 16 |
| (2) 成年後見制度利用支援事業-----                | 16 |
| (3) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業-----         | 16 |
| (4) 移動支援事業-----                      | 16 |
| (5) 日常生活用具給付等事業-----                 | 17 |
| (6) 地域活動支援センター事業-----                | 17 |
| (7) 日中一時支援事業-----                    | 17 |
| (8) 福祉ホーム事業-----                     | 18 |
| (9) 訪問入浴サービス事業-----                  | 18 |
| (10) 自動車運転免許取得・改造費助成事業-----          | 18 |
| [6] サービス見込み量確保の方策-----               | 19 |
| (1) 障がい福祉サービス-----                   | 19 |
| (2) 障がい児通所支援サービス-----                | 20 |
| (3) 地域生活支援事業-----                    | 20 |

### 第3章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の円滑な推進----- 23
- 2. 計画の点検・評価----- 23

### 第4章 資料

- 1. 上毛町障害福祉計画策定委員会設置要綱----- 24
- 2. 上毛町障害福祉計画策定委員会委員名簿----- 25

# 第 1 章 計画の基本的考え方

## 1. 計画の趣旨

### [1] 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第 88 条に、「障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に策定が義務付けられており、各年度における障がい福祉サービス等の必要見込量、その提供体制の確保のための方策、実施に関する事項等、障がい福祉施策の具体的な取り組みについて示すもので、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画の一部に相当するものです。

本計画は、障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた「上毛町障害者計画」の実施計画的な位置づけであり、上毛町障がい福祉計画第 6 期及び上毛町障がい児福祉計画第 2 期（令和 3 年度から令和 5 年度）に続く計画として策定するものです。

|       | 上毛町第 2 次障害者計画                  | 上毛町障がい福祉計画（第 7 期）<br>上毛町障がい児福祉計画（第 3 期） |
|-------|--------------------------------|---|
| 根拠法令  | 障害者基本法                         | 障害者総合支援法及び児童福祉法                         |
| 計画の性格 | 障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 | 保健福祉サービスの量と提供体制を確保するための短期の計画            |
| 計画の期間 | 10 年（平成 29 年度～令和 8 年度）         | 3 年（令和 6 年度～令和 8 年度）                    |

### [2] 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年度を計画期間として策定します。

なお、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

### [3] 表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」とひらがな表記にしています。

ただし、法令名等の固有名詞については、そのままの表記としています。

※ 福岡県では「障害者差別解消法」の施行に伴い、平成 29 年 10 月に条例を制定し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を制定し、及びこれを実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとなりました。

このことから、本町においてもひらがな表記を用いることとしています。

## 2. 計画の基本方針

本計画は、上毛町障害者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も、地域で共に暮らし、支え合える福祉のまち」を踏まえ、「障がいのある人の自立した地域生活を支えるサービス提供基盤づくり」に向けて、国の基本方針に示されている以下の基本的理念に基づき取り組みを推進します。

### 【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

### 3. 令和8年度に向けた成果目標の設定

本計画は、サービス利用実績及び本町の実情を勘案のうえ、国の基本指針及び福岡県の基本的考え方と整合性を図りながら、令和8年度における成果目標を次のとおり設定します。

#### 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「福祉施設入所者の地域生活への移行」についての国の基本指針は、「令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」「令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」を基本としています。本町の実情に応じた目標を以下のとおり設定します。

| 項 目            |   | 数 値   | 備 考              |
|----------------|---|-------|------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数  | A | 23人   | 令和4年度末時点の実績      |
| 令和8年度末の施設入所者数  | B | 21人   | 令和8年度末時点の見込数     |
| 目標値（地域生活移行者）   | C | 2人    | 施設入所から地域生活へ移行する者 |
|                |   | 8.69% | $C/A \times 100$ |
| 目標値（施設入所者の削減数） | D | 2人    | 削減見込み（A-B）       |
|                |   | 8.69% | $D/A \times 100$ |

#### 目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての国の基本方針は、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床における1年以上長期入院患者数」「精神病床における早期退院率」に関する目標値を掲げることとなっていますが、これらは都道府県が目標値を定めるため、本町の実情に応じた目標を設定します。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、前計画から掲げている「保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること」を目標に設定します。

本町では、精神障がいのある方の地域移行に向けた対応等の事例が少なく、当該事例が発生した場合は、その都度適切な解決策を関係機関と協議しているところです。このため、定期的に行う協議の場の設置には至っていない現状があります。

今後、協議の場を設置するにあたっては、町単独の設置ではなく広域での設置、具体的には既存の自立支援協議会（豊築地区自立支援協議会）を活用する方向で検討します。また、設置した場合は、「保健、医療、福祉関係者」による協議の場を年1回以上開催することとします。

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

### 目標3 地域生活支援の充実

「地域生活支援の充実」についての国の基本方針は、「令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること」「令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」を基本としています。

地域生活支援拠点等については、5つの機能（※）がありますが、令和5年度より「緊急時の受け入れ・対応」に関する機能を豊築地区の市町で共同整備したところです。この機能は、障がい者等の介護者の突発的な入院・死亡等やむを得ない理由により、居宅で生活ができず、緊急一時的な保護が必要な場合に居室を提供する事業です。本町では、豊築地区にある短期入所施設に居室の提供を依頼しており、当該事案が発生した場合は、委託相談支援事業所等と連携を図り、対応することとしております。また、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応」に関する機能を優先的に整備したところですが、その他の機能についても、地域における課題が共通していることや社会資源の状況から、単独の整備ではなく、豊築地区の市町で整備に向けた協議をするとともに、年1回以上、支援実績等を踏まえ運用状況の検証を行ってまいります。

強度行動障がいをもつ者の支援ニーズの把握や支援体制の整備についても、地域生活支援拠点等と同様に、地域における課題が共通していることや社会資源の状況を鑑み、豊築地区自立支援協議会を活用して体制整備に向けた協議・検討を行います。

| 区 分      |      | R3 | R4 | R5  |   | R6  | R7  | R8  |
|----------|------|----|----|-----|---|-----|-----|-----|
| 緊急時の受け入れ | 利用者数 |    |    | 0人  | ⇒ | 1人  | 1人  | 1人  |
|          | 事業所数 |    |    | 9ヶ所 |   | 9ヶ所 | 9ヶ所 | 9ヶ所 |

- ※ 地域生活支援拠点等とは、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、備えた施設のことです。
- ※ 強度行動障がいとは、自傷、他傷、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、通常では考えられない頻度で出現し、現在の生活環境では著しく処遇の困難な状態のことです。

#### 目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行等」についての国の基本指針は、「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標値」「就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値」を設定することとされており、その内容は以下のとおりとなっています。本町の実情に応じた目標を設定します。

※ 就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業のことです。

①令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。

| 項 目                   |   | 数 値 | 備 考                      |
|-----------------------|---|-----|--------------------------|
| 令和3年度中の一般就労移行者数       | A | 1人  | 令和3年度の実績                 |
| [目標値] 令和8年度中の一般就労移行者数 | B | 3人  | 令和8年度中の目標<br>(A×1.28倍以上) |

②「就労移行支援」について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。

| 項 目                           |   | 数 値 | 備 考                      |
|-------------------------------|---|-----|--------------------------|
| 令和3年度中の就労移行支援から一般就労移行者数       | C | 0人  | 令和3年度の実績                 |
| [目標値] 令和8年度中の就労移行支援から一般就労移行者数 | D | 1人  | 令和8年度中の目標<br>(C×1.31倍以上) |

③「就労継続支援A型」について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。

| 項 目                             |   | 数 値 | 備 考                      |
|---------------------------------|---|-----|--------------------------|
| 令和3年度中の就労継続支援A型から一般就労移行者数       | E | 0人  | 令和3年度の実績                 |
| [目標値] 令和8年度中の就労継続支援A型から一般就労移行者数 | F | 1人  | 令和8年度中の目標<br>(E×1.29倍以上) |

④「就労継続支援B型」について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。

| 項 目                             |   | 数 値 | 備 考                      |
|---------------------------------|---|-----|--------------------------|
| 令和3年度中の就労継続支援B型から一般就労移行者数       | G | 1人  | 令和3年度の実績                 |
| [目標値] 令和8年度中の就労継続支援B型から一般就労移行者数 | H | 1人  | 令和8年度中の目標<br>(G×1.28倍以上) |

⑤「就労定着支援」について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。

| 項 目                    |   | 数 値 | 備 考                      |
|------------------------|---|-----|--------------------------|
| 令和3年度就労定着支援利用者数        | I | 0人  | 令和3年度の利用実績               |
| [目標値] 令和8年度の就労定着支援利用者数 | J | 1人  | 令和8年度中の目標<br>(I×1.41倍以上) |

⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

計画策定時点で町内に就労定着支援事業所がないため、計画期間中に新たに設置された場合を想定して目標を設定します。

| 項 目                         |   | 数 値 | 備 考                     |
|-----------------------------|---|-----|-------------------------|
| 令和8年度末における町内の就労定着支援事業所数     | K | 1カ所 | 計画期間中に新たに設置された場合を想定     |
| [目標値] 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数 | L | 1カ所 | 令和8年度の目標<br>(K×0.25倍以上) |

## 目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

「障がい児支援の提供体制の整備等」についての国の基本指針は、「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置すること」「児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」「令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保すること」「令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」を基本としています。本町の実情に応じた目標を次のとおり設定します。

| 項 目                         | 数 値 | 備 考                                      |
|-----------------------------|-----|--|
| 児童発達支援センター数                 | 2カ所 | 豊築地区における児童発達支援センター数                      |
| 保育所等訪問支援事業所数                | 1カ所 | 豊築地区における保育所等訪問支援を提供できる事業所数               |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所      | 3カ所 | 豊築地区及び中津市における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数     |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 3カ所 | 豊築地区及び中津市における重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 |

「令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」については、必要に応じて豊築地区自立支援協議会を活用し、協議の場及びコーディネーターの配置に向けた検討を行います。

## 目標6 相談支援体制の充実・強化等

「相談支援体制の充実・強化等」についての国の基本方針は、「令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援の強化を図る体制を確保すること」「協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」を基本としています。

本町には、計画相談支援事業所及び一般相談支援事業所が1カ所、障がい者相談支援事業を委託している事業所が2カ所あります。現状、障がいの種別や障がいのある方からのニーズに対応できる体制が整備できているものと認識しておりますが、より一層総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センターの設置も検討する必要があると考えています。なお、基幹相談支援センターの設置にあたっては、地域における課題が共通していることや社会資源の状況を鑑み、町単独ではなく、豊築地区の市町において共同設置する方向で、豊築地区自立支援協議会の相談支援部会等を活用し、協議・検討していきます。

## 目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての国の基本方針は、「令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること」を基本としています。

本町の取組として、都道府県が開催する障がい福祉サービス等に関する研修に参加し、担当職員の障がい福祉サービス等の制度理解、業務の質の向上を図ります。また、自立支援審査支払等システムにより審査結果を分析し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行う事業所を確保するために関係自治体及び事業所と共有を図ります。

## 第 2 章 事業計画

### 1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系の概要

#### [1] 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法では、サービスの種類が規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

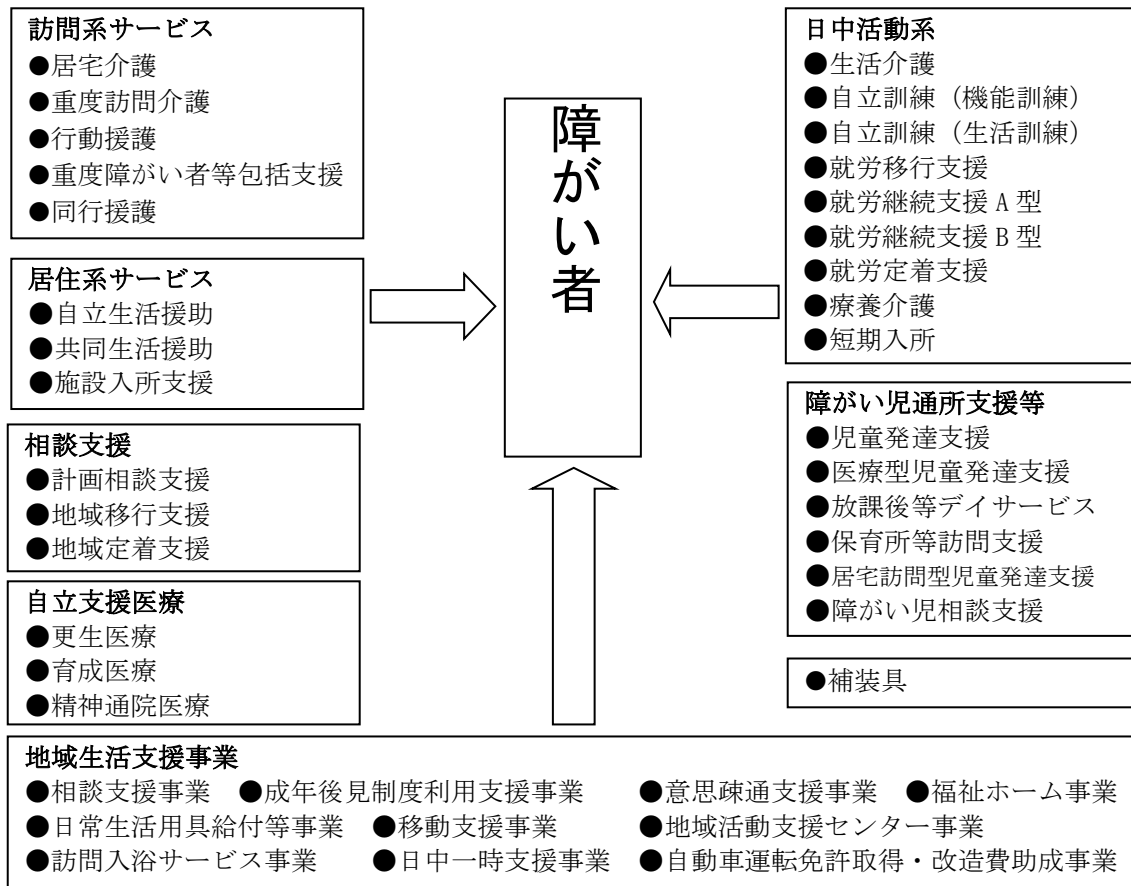
平成30年度には、改正障害者総合支援法が施行され、地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）や就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）が創設されました。

令和6年4月施行予定の改正法には、就労選択支援の新設、地域生活支援拠点等の機能強化、強度行動障がい者のニーズの把握と支援体制の整備等が盛り込まれています。

#### [2] 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法では、障がい児を対象とした福祉サービスについて、施設入所支援等は児童福祉法、放課後デイサービス等は障害者自立支援法など区別されて実施されていましたが、平成24年4月より児童福祉法に一本化されました。また、平成30年度には児童福祉法が一部改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

#### 障がい者（児）を対象としたサービス体系



### [ 3 ] 障がい福祉サービスの利用見込み量

#### (1) 訪問系サービス

##### ①居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、かつ常時介護を要する方につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

##### ③行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、かつ常時介護を要する方につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

##### ④同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの外出する際の必要な援助を行います。

##### ⑤重度障がい者等包括支援

常時介護を要し、かつ意思疎通を図ることが困難な方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

| 区 分         | R3   | R4   | R5   |   | R6   | R7   | R8   |
|-------------|------|------|------|---|------|------|------|
| 居宅介護        | 13 人 | 10 人 | 9 人  | ⇒ | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 重度訪問介護      | 0 人  | 0 人  | 0 人  |   | 0 人  | 0 人  | 0 人  |
| 行動援護        | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 |   | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 |
| 同行援護        | 0 人  | 0 人  | 0 人  |   | 0 人  | 0 人  | 0 人  |
| 重度障がい者等包括支援 | 0 人  | 0 人  | 0 人  |   | 0 人  | 0 人  | 0 人  |

※1ヶ月あたりの利用人数と延べ利用時間

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助が必要で、かつ常時介護を要する方につき、主として昼間に介護、創作的活動等の身体機能又は生活機能の向上のための支援を行います。

| 区 分  | R3           | R4           | R5           |   | R6           | R7           | R8           |
|------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 生活介護 | 29人<br>613人日 | 28人<br>593人日 | 29人<br>617人日 | ⇒ | 32人<br>672人日 | 32人<br>672人日 | 32人<br>672人日 |

※1ヶ月あたりの利用人数 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1ヶ月あたりの平均利用日数」

### ②自立訓練（機能訓練）

施設又は障がいのある方の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ③自立訓練（生活訓練）

施設又は障がいのある方の居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

| 区 分        | R3         | R4         | R5         |   | R6         | R7         | R8         |
|------------|------------|------------|------------|---|------------|------------|------------|
| 自立訓練（機能訓練） | 0人<br>0人日  | 0人<br>0人日  | 0人<br>0人日  | ⇒ | 1人<br>15人日 | 1人<br>15人日 | 1人<br>15人日 |
| 自立訓練（生活訓練） | 1人<br>18人日 | 2人<br>18人日 | 2人<br>12人日 |   | 1人<br>15人日 | 1人<br>15人日 | 1人<br>15人日 |

※1ヶ月あたりの利用人数 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1ヶ月あたりの平均利用日数」

### ④療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他医療を要し、かつ常時介護を要する方につき、主として昼間に、機能訓練や介護、日常生活上の世話をします。そのうち、医療に該当するものは療養介護医療として提供します。

| 区 分  | R3  | R4  | R5  |   | R6  | R7  | R8  |
|------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| 療養介護 | 2人分 | 2人分 | 2人分 | ⇒ | 2人分 | 2人分 | 2人分 |

※人分とは、1ヶ月あたりの利用人員（実人員）

⑤短期入所（ショートステイ）

居宅において介護している方が、疾病等の理由で介護できない場合に、施設への短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

| 区 分  | R3         | R4         | R5         |   | R6         | R7         | R8         |
|------|------------|------------|------------|---|------------|------------|------------|
| 短期入所 | 6人<br>12人日 | 5人<br>15人日 | 2人<br>10人日 | ⇒ | 7人<br>35人日 | 7人<br>35人日 | 7人<br>35人日 |

※1ヶ月あたりの利用人数 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1ヶ月あたりの平均利用日数」

⑥就労移行支援

就労を希望する方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談支援を行います。

⑦就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供し、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援を行います。

⑧就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供し生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援を行います。

⑨就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活での問題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

⑩就労選択支援

一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

※令和7年10月から利用できるサービスとなります。

| 区 分        | R3           | R4           | R5           |   | R6           | R7           | R8           |
|------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 就労移行支援     | 0人<br>0人日    | 0人<br>0人日    | 0人<br>0人日    |   | 1人<br>15人日   | 1人<br>15人日   | 1人<br>15人日   |
| 就労継続支援 A 型 | 20人<br>349人日 | 16人<br>331人日 | 15人<br>298人日 | ⇒ | 20人<br>380人日 | 20人<br>380人日 | 20人<br>380人日 |

|            |                |                |                |  |                |                |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 就労継続支援 B 型 | 38 人<br>564 人日 | 40 人<br>590 人日 | 39 人<br>636 人日 |  | 42 人<br>672 人日 | 42 人<br>672 人日 | 42 人<br>672 人日 |
| 就労定着支援     | 0 人            | 0 人            | 0 人            |  | 0 人            | 0 人            | 0 人            |
| 就労選択支援     |                |                |                |  |                | 1 人            | 1 人            |

※1ヶ月あたりの利用人数 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1ヶ月あたりの平均利用日数」

### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

#### ②施設入所支援

施設に入所する方につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ③自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題につき、定期的な巡回や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がいのある方の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

| 区 分                 | R3    | R4    | R5    |   | R6    | R7    | R8    |
|---------------------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 20 人分 | 21 人分 | 22 人分 |   | 23 人分 | 23 人分 | 23 人分 |
| 施設入所支援              | 24 人分 | 23 人分 | 23 人分 | ⇒ | 23 人分 | 22 人分 | 21 人分 |
| 自立生活援助              | 0 人分  | 0 人分  | 0 人分  |   | 0 人分  | 0 人分  | 0 人分  |

※人分とは、1ヶ月あたりの利用人員（実人員）

#### (4) 計画相談支援・地域相談支援

##### ①計画相談支援

障がい福祉サービスを適切に利用するために、心身の状況、サービスの利用に関する意向、おかれている環境などを勘案し、利用するサービスの種類、内容等に応じた「サービス等利用計画案」を作成するとともに一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

##### ②地域移行支援（地域相談支援）

施設に入所または精神科病院に入院している方につき、住居の確保や地域における生活に移行するための相談その他の必要な支援を行います。

##### ③地域定着支援（地域相談支援）

居宅において単身等で生活する方につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

| 区 分    | R3  | R4  | R5  |   | R6   | R7   | R8   |
|--------|-----|-----|-----|---|------|------|------|
| 計画相談支援 | 99人 | 95人 | 97人 |   | 100人 | 100人 | 100人 |
| 地域移行支援 | 0人  | 0人  | 0人  | ⇒ | 1人   | 1人   | 1人   |
| 地域定着支援 | 0人  | 0人  | 0人  |   | 1人   | 1人   | 1人   |

## [ 4 ] 障がい児通所サービスの利用見込み量

### (1) 障がい児通所支援サービス

#### ①児童発達支援

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

#### ②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要な障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

#### ③放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### ④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。

#### ⑤居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。

| 区 分         | R3  | R4  | R5  |   | R6  | R7  | R8  |
|-------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| 児童発達支援      | 9人  | 13人 | 14人 | ⇒ | 15人 | 16人 | 17人 |
| 医療型児童発達支援   | 0人  | 1人  | 2人  |   | 2人  | 2人  | 2人  |
| 放課後等デイサービス  | 15人 | 12人 | 9人  |   | 12人 | 13人 | 14人 |
| 保育所等訪問支援    | 0人  | 0人  | 1人  |   | 1人  | 1人  | 1人  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0人  | 0人  | 0人  |   | 0人  | 0人  | 0人  |

### (2) 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービス等を適切に利用するために、心身の状況、おかれている環境、障がい児と保護者のサービスの利用に関する意向などを勘案し、利用するサービスの種類、内容等に応じた「障がい児支援利用計画案」を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

| 区 分      | R3  | R4  | R5  |   | R6  | R7  | R8  |
|----------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| 障がい児相談支援 | 26人 | 28人 | 28人 | ⇒ | 30人 | 30人 | 30人 |

[ 5 ] 地域生活支援事業の利用見込み量

(1) 相談支援事業

障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

| 区 分        | R3  | R4  | R5  |   | R6  | R7  | R8  |
|------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| 相談支援事業     |     |     |     | ⇒ |     |     |     |
| 障がい者相談支援事業 | 2ヶ所 | 2ヶ所 | 2ヶ所 |   | 2ヶ所 | 2ヶ所 | 2ヶ所 |
| 地域自立支援協議会  | 有   | 有   | 有   |   | 有   | 有   | 有   |
| 基幹相談支援センター | 無   | 無   | 無   |   | 無   | 無   | 有   |

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援することで障がいのある方の権利擁護を図ります。

| 区 分          | R3 | R4 | R5 |   | R6 | R7 | R8 |
|--------------|----|----|----|---|----|----|----|
| 成年後見制度利用支援事業 | 0人 | 0人 | 1人 | ⇒ | 1人 | 1人 | 1人 |

(3) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

聴覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の支援を行います。

| 区 分           | R3       | R4       | R5       |   | R6        | R7        | R8        |
|---------------|----------|----------|----------|---|-----------|-----------|-----------|
| コミュニケーション支援事業 | 0人<br>0件 | 0人<br>0件 | 0人<br>0件 | ⇒ | 2人<br>24件 | 2人<br>24件 | 2人<br>24件 |

(4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援します。

| 区 分  | R3  | R4  | R5    |   | R6    | R7    | R8    |
|------|-----|-----|-------|---|-------|-------|-------|
| 事業所数 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 2ヶ所   | ⇒ | 2ヶ所   | 2ヶ所   | 2ヶ所   |
| 利用者数 | 0人  | 0人  | 1人    |   | 1人    | 1人    | 1人    |
| 提供時間 | 0時間 | 0時間 | 187時間 |   | 240時間 | 240時間 | 240時間 |

### (5) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付または貸与をします。

- ①介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架など
- ②自立生活支援用具・・・入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽など
- ③在宅療養等支援用具・・・透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器など
- ④情報・意思疎通支援用具・・・携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具など
- ⑤排せつ管理支援用具・・・ストマ装具、紙おむつ、収尿器など
- ⑥住宅改修費・・・居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具）

| 区 分         | R3    | R4    | R5    |   | R6    | R7    | R8    |
|-------------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具   | 0 件   | 1 件   | 0 件   | ⇒ | 2 件   | 2 件   | 2 件   |
| 自立生活支援用具    | 0 件   | 6 件   | 1 件   |   | 2 件   | 2 件   | 2 件   |
| 在宅療養等支援用具   | 3 件   | 0 件   | 0 件   |   | 2 件   | 2 件   | 2 件   |
| 情報・意思疎通支援用具 | 1 件   | 0 件   | 0 件   |   | 2 件   | 2 件   | 2 件   |
| 排せつ管理支援用具   | 259 件 | 202 件 | 196 件 |   | 250 件 | 250 件 | 250 件 |
| 住宅改修費       | 0 件   | 0 件   | 0 件   |   | 1 件   | 1 件   | 1 件   |
| 合計          | 263 件 | 209 件 | 197 件 |   | 259 件 | 259 件 | 259 件 |

### (6) 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通所し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

| 区 分          | R3   | R4   | R5   |   | R6   | R7   | R8   |
|--------------|------|------|------|---|------|------|------|
| 地域活動支援センター事業 | 2 ケ所 | 2 ケ所 | 2 ケ所 | ⇒ | 2 ケ所 | 2 ケ所 | 2 ケ所 |
|              | 0 人  | 0 人  | 0 人  |   | 1 人  | 1 人  | 1 人  |

### (7) 日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

| 区 分      | R3   | R4   | R5   |   | R6   | R7   | R8   |
|----------|------|------|------|---|------|------|------|
| 日中一時支援事業 | 5 ケ所 | 5 ケ所 | 6 ケ所 | ⇒ | 6 ケ所 | 6 ケ所 | 6 ケ所 |
|          | 1 人  | 0 人  | 0 人  |   | 3 人  | 3 人  | 3 人  |

### (8) 福祉ホーム事業

障がいのある方の地域生活を支援するため、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活が困難な場合に、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を図ります。

| 区 分     | R3        | R4        | R5        |   | R6        | R7        | R8        |
|---------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 福祉ホーム事業 | 1ヶ所<br>0人 | 1ヶ所<br>0人 | 1ヶ所<br>0人 | ⇒ | 1ヶ所<br>1人 | 1ヶ所<br>1人 | 1ヶ所<br>1人 |

### (9) 訪問入浴サービス事業

障がいのある方の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

| 区 分        | R3        | R4        | R5        |   | R6        | R7        | R8        |
|------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 訪問入浴サービス事業 | 1ヶ所<br>0人 | 1ヶ所<br>0人 | 1ヶ所<br>0人 | ⇒ | 1ヶ所<br>1人 | 1ヶ所<br>1人 | 1ヶ所<br>1人 |

### (10) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がいのある方の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得費や改造費の一部を助成します。

| 区 分            | R3 | R4 | R5 |   | R6 | R7 | R8 |
|----------------|----|----|----|---|----|----|----|
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 0人 | 0人 | 0人 | ⇒ | 1人 | 1人 | 1人 |
| 自動車改造費助成事業     | 0人 | 0人 | 0人 |   | 1人 | 1人 | 1人 |

## [6] サービス見込み量確保の方策

### (1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等の利用を希望する方が、必要とするサービスを自ら主体的に選択できるよう、助言や情報提供等の支援を行う必要があります。

また、障がいの種別や障がいのある方からのニーズに応じて、必要となるサービス事業所について、多くの民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、質・量ともに充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

#### ①訪問系サービス

「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」は、在宅で障がいのある方を対象としたサービスで、本町では「居宅介護」以外のサービスの利用実績がない状況です。

特に、「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」については、本町及び豊築管内に事業所がないことからサービス利用実績がないものと思われ、必要に応じて事業所整備を検討します。

また、「居宅介護」については、福祉施設や医療機関より地域移行を進める観点から利用増加が予想されるため、介護保険部局や関係事業者とも連携を図り、サービス提供体制及び質の確保を促します。

#### ②日中活動系サービス

通常の事業所に雇用されることが困難な方、福祉施設や病院から地域へ移行した方等のニーズに応じて幅広いサービスが提供されるよう、助言や情報提供を適切に行うとともに、社会参加の促進を図ります。

現状、町内及び豊築管内の就労系サービスの事業所数は充足していると認識していますが、今後ニーズが増加した場合は事業所整備を検討します。

また、地域で安心して暮らしていくためには、介護者が突発的な病気等で介護できない場合（緊急時）に対応できるよう、短期入所サービスや地域生活支援拠点（緊急時の受け入れ支援）の充実を図ることが重要です。このため、令和5年度から短期入所を行う豊築管内の事業所に対して、地域生活支援拠点事業（緊急時の受け入れ支援）を委託することといたしました。今後、障がいのある方の高齢化や重度化等により、ニーズが拡大することが考えられるため、豊築地区自立支援協議会等を通じて課題整理や情報共有に努め、柔軟に対応できる体制を整備していきます。

### ③居住系サービス

施設入所支援については、国の基本指針に地域生活への移行が掲げられていることから見込数を削減していますが、必要時に利用できるサービス提供体制の確保を行います。

共同生活援助については、福祉施設や病院から地域へ移行する方等のニーズにより増加する可能性もあることから、必要に応じて提供体制の整備を検討します。

自立生活援助については、豊築管内に事業所がなく、県内でも設置が進んでいない状況であり、ニーズに応じて協議・検討を進める必要があると考えています。

### ④計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援については、全ての障がい福祉サービスの利用に関わるサービスであり、事業所の確保や人材の確保が必要になります。障がいのある方が適切な支援を受けられるよう、国・県等からの情報共有や積極的なコミュニケーションを図り、柔軟な支援体制の構築を目指します。

地域相談支援については、計画策定時点で利用者はいませんが、今後ニーズが拡大することが考えられるため、それぞれ利用を見込んでいます。障がいのある方や関係機関への制度の周知や情報提供に積極的に取り組みます。

## (2) 障がい児通所支援サービス

児童発達支援や放課後等デイサービスは利用児童が年々増加していることから、利用見込み量を増加しています。特に、児童発達支援については、乳幼児健診等を通じて発達に遅れが見られる児童を早期に発見し、その後サービスにつながるケースが多く、事業所や人材・サービスの質を確保し、適切な支援を提供することが重要です。

いずれも、必要に応じて民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、質・量ともに充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

## (3) 地域生活支援事業

実施主体として、障がいのある方一人一人の状況や特性に応じたサービスの提供に努めます。また、委託が必要な事業については、サービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の充実を図ります。

### ①相談支援事業

本町では、2事業所に委託し本事業を運営しています。障がいのある方や保護者等からの相談に応じ、専門機関の紹介、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等が適切になされるよう委託事業所との連携に努めます。

また、豊築地区自立支援協議会を通じ、関係機関との情報共有を図り、一人一人の状況に応じた総合的できめ細かな対応がとれる体制づくりに努めます。

## ②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要な障がいのある方に対して、制度の利用がなされるよう介護者や関係機関に周知、情報提供を図ります。

## ③意思疎通（コミュニケーション）支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業が必要な方に対して、制度の周知、情報提供を図ります。

## ④移動支援事業

障がい福祉サービスにおける「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」の支給決定を受けていない方の外出や、余暇活動等の多様な外出に対応できるサービスであることから、これまでのサービス提供体制を維持し、ガイドヘルパーの確保を図りながら、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供に努めます。

## ⑤日常生活用具給付等事業

これまでの給付実績を勘案し、一人一人の状況把握に努め、適切な給付がなされるよう事業運営に努めます。

また、新たな製品の情報収集を行い、対象品目の拡大を検討していきます。

## ⑥地域活動支援センター事業

サービス提供事業者に、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成等を促進するとともに、障がいに対する理解を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。

また、障がいのある人の活動の場となることから、専門的な相談に応じられるよう相談支援事業所とともに体制整備に努めます。

## ⑦日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、介護者の就労支援や介護の負担軽減を図る事業であることから、今後、利用が増加すると考えられます。利用を希望する方が適切にサービスを受けられるよう周知、情報提供に努めるとともに、相談支援事業所をはじめとする関係機関との情報共有を十分に図ります。併せて、サービス提供体制を確保するため関係事業所と連携します。

## ⑧福祉ホーム事業

福祉ホーム事業が必要な方に対して、制度の周知、情報提供を図ります。

#### ⑨訪問入浴サービス事業

身体の清潔保持、心身機能の維持のため、訪問入浴サービス事業が必要な方に対して、制度の周知、情報提供を図ります。

#### ⑩自動車運転免許取得・改造費助成事業

就労等社会参加を促進するため、自動車運転免許取得・改造費助成事業が必要な方に対し、制度の周知、情報提供を図ります。

## 第 3 章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の円滑な推進

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効率的な計画の実施に取り組めます。

その中で、地域における障がいのある人を支えるネットワークとして、豊築地区自立支援協議会の活動を促進し、中立、公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

### 2. 計画の点検・評価

計画期間中においても、障がいのある人のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めるとともに、各年度において、この計画の推進にかかわるサービス提供量等の実績の取りまとめを行い、達成状況について点検、評価を行います。

## 第 4 章 資 料

### 1. 上毛町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上毛町障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、各専門分野及び住民の立場から総合的な意見を聴き、計画策定の参考とするため、上毛町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療機関の代表
- (2) 福祉関係事業者の代表
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 住民代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱し、又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、所掌事務を遂行するために必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿福祉課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 上毛町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

任 期 自 令和6年 3月 1日  
至 令和6年 3月31日

(敬称略)

| 区 分          | 団体名等              | 役 職          | 氏 名     | 備考 |
|--------------|-------------------|--------------|---------|----|
| 保健医療機関       | 医療法人<br>野中内科クリニック | 院長           | 野 中 史 郎 |    |
| 福祉関係事業者      | 上毛町社会福祉協議会        | 事務局長         | 坪 根 勝 磨 |    |
|              | 社会福祉法人 光輪会        | 月の輪学園<br>施設長 | 木 高 徳 典 |    |
|              | 社会福祉法人 みのり会       | 安雲拓心苑<br>施設長 | 井 上 浩 明 |    |
|              | 社会福祉法人 敬愛会        | 在宅支援課長       | 熊 谷 直 美 |    |
| 住 民 代 表      | 自治会長会             | 会長           | 堀 進     |    |
| 福祉関係団体<br>代表 | 民生委員児童委員協議会       | 会長           | 別 府 義 一 |    |
|              | 老人クラブ連合会          | 会長           | 二反田 和 美 |    |
| 関係行政機関       | /                 | 子ども未来課長      | 末 永 浩 一 |    |
|              |                   | 長寿福祉課長       | 園 田 秀 秋 |    |





上毛町障がい福祉計画

(第7期)

上毛町障がい児福祉計画

(第3期)